

議案第 8 号

海老名市一般職の職員の給与に関する条例及び海老名市一般職の職員の定年等に関する条例等の一部を改正する等の条例の一部改正について

海老名市一般職の職員の給与に関する条例及び海老名市一般職の職員の定年等に関する条例等の一部を改正する等の条例の一部を改正する条例を別紙のとおり定める。

令和 8 年 2 月 2 4 日提出

海老名市長 内 野 優

提案理由

人事院勧告及び神奈川県人事委員会勧告を踏まえ通勤時の駐車場等の利用に係る通勤手当を創設するとともに、管理職員特別勤務手当等について見直したいため

海老名市一般職の職員の給与に関する条例及び海老名市一般職の職員の
定年等に関する条例等の一部を改正する等の条例の一部を改正する条例

(海老名市一般職の職員の給与に関する条例の一部改正)

第1条 海老名市一般職の職員の給与に関する条例(昭和30年条例第15号)の一部を次のように改正する。

第5条第6項及び第7項中「である職員」の次に「(以下「管理監督職員」という。)」を加える。

第9条第3項第2号中「次に掲げる職員の区分に応じ、」を削り、「それぞれ次に」を「38,700円を超えない範囲内で自動車等の使用距離の区分に応じて規則で」に改め、同号アからスまでを削り、同条中第7項を第8項とし、同条第6項中「自動車等」の次に「及び駐車場等」を加え、同項を同条第7項とし、同条中第5項を第6項とし、第4項を第5項とし、同項の前に次の1項を加える。

4 第1項第2号又は第3号に掲げる職員で、自動車等の駐車のための施設(その所在地及び利用形態が規則で定める要件を満たすものに限る。第1号及び第7項において「駐車場等」という。)を利用し、その料金を負担することを常例とするもの(規則で定める職員を除く。)の通勤手当の額は、前項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる通勤手当の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

(1) 駐車場等に係る通勤手当 支給単位期間につき、5,000円を超えない範囲内で1箇月当たりの駐車場等の料金に相当する額として規則で定める額

(2) 前号に掲げる通勤手当以外の通勤手当 前項の規定による額

第11条中「をいう。)又は」を「。以下「祝日法による休日等」という。)又は」に、「)である」を「以下「年末年始の休日等」という。)である」に改める。

第14条の2第1項中「管理又は監督の地位にある職員の職のうち行政職一給料表の適用を受ける6級以上の職にある職員」を「管理監督職員」に改める。

第17条の2の2第1項を次のように改める。

管理監督職員が臨時又は緊急の必要その他の公務の運営の必要により週休日等

又は祝日法による休日等若しくは年末年始の休日等（次項において「週休日及び祝日等」という。）に勤務をした場合は、当該職員には、管理職員特別勤務手当を支給する。

第17条の2の2中第2項を第3項とし、同項の前に次の1項を加える。

- 2 前項に規定する場合のほか、管理監督職員が災害への対処その他の臨時又は緊急の必要により、午後10時から翌日の午前5時までの間（週休日及び祝日等に含まれる時間を除く。）であって正規の勤務時間以外の時間に勤務をした場合は、当該職員には、管理職員特別勤務手当を支給する。

第17条の3中「、第7条及び第17条の2」を「及び第7条」に改める。

（海老名市一般職の職員の定年等に関する条例等の一部を改正する等の条例の一部改正）

第2条 海老名市一般職の職員の定年等に関する条例等の一部を改正する等の条例（令和4年条例第26号）の一部を次のように改正する。

附則第13条第8項中「並びに第17条の2」を削る。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和8年4月1日から施行する。

（海老名市一般職の会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部改正）

- 2 海老名市一般職の会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例（令和元年条例第31号）の一部を次のように改正する。

第30条第2項中「第9条第3項から第7項まで」を「第9条第3項から第8項まで」に改める。